

いじめの重大事態調査に関する国の指針の見直しに向けて

- これまでの本協議会での議論を踏まえて、いじめの重大事態調査に関する国の指針（①いじめ防止対策に関する基本的な方針（重大事態関係部分）、②いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、③不登校重大事態に係る調査の指針）について見直しを行う。
- その際、「不登校重大事態に係る調査の指針」の要素を「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に盛り込み、国の指針の一本化を図る。
- ガイドライン等国の指針の改訂版骨子案について以下のとおりとしてはどうか。また、重大事態が発生した場合に、学校等がガイドラインに沿った対応を行うことができるようチェックリストの作成等が考えられないか。

<いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省、平成 29 年 3 月策定）>

現行（骨子）	改訂版【案】（骨子）	改訂のポイント
はじめに <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン策定の経緯について記載。 	はじめに <ul style="list-style-type: none"> 今般の改訂の経緯に加えて、ガイドラインの位置付け、頻出の用語の定義等を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの位置付けや頻出用語の定義などを整理する。
第 1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢 （基本的姿勢） <ul style="list-style-type: none"> 調査に当たっての姿勢、調査目的、被害児童生徒・保護者が公表を望まない場合の対応について記載。 （自殺事案における遺族に対する接し方） <ul style="list-style-type: none"> 自殺事案の場合における遺族への接し方を記載。 	第 1 章 重大事態調査の概要及び調査の目的 <第 1 節 重大事態調査の概要> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態調査の概要や調査全体の流れを記載。 <第 2 節 重大事態調査を実施する目的> <ul style="list-style-type: none"> 調査を実施する目的を詳細に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「第 1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」の記載内容をより具体化するため、第 1 章から第 3 章に分けて解説することとし、 第 1 章：調査の目的 第 2 章：学校等が平時から備えておくべきこと 第 3 章：調査を行うに当たっての基本姿勢 としてそれぞれ記載。
	第 2 章 いじめ重大事態に対する平時からの備え <第 1 節 学校における平時からの備え>	

	<ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した際に法に沿って迅速な対応がとれるよう校長のリーダーシップの下、平時から取り組む必要があることを記載。 <p>＜第2節 学校の設置者における平時からの備え＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した際に、学校が適切な対応をとることができるよう学校設置者において平時から取り組むことを記載。 	
	<p>第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢</p> <p>＜第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校及び学校の設置者がどのような姿勢で調査に取り組む必要があるか、調査主体としての基本的な考え方を記載。 <p>＜第2節 重大事態調査中における学校の対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した後、調査と並行して学校に求められる児童生徒等への指導・援助について記載。 <p>＜第3節 対象児童生徒・保護者への接し方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した場合のいじめを受けたとされる児童生徒（以下、対象児童生徒）やその保護者に対して学校等の対応に当たっての留意点を記載。 <p>＜第4節 対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合の対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒・保護者が調査を望まない場合には、法に基づいた重大事態として取り扱いつつ、調査方法を工夫するなどによる柔軟な対応をとるよう記載。 	<p>➤ 重大事態発生時に調査の対応と並行して児童生徒への指導・援助に取り組まなければならない、必要な対応をまとめて記載。</p>

<p>第2章 重大事態を把握する端緒</p> <p>(重大事態の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態の定義、「疑い」が生じた段階から調査を開始しなければならないことを記載。 <p>(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放置すると被害が深刻化する可能性があるなど重大事態の対応の重要性を記載。 <p>(重大事態の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで重大事態として扱われた事例を別紙で記載。 誤った重大事態の判断を行っていた事例を記載。 <p>(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)</p> <ul style="list-style-type: none"> その時点で学校が重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 <p>(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省が作成している「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」等を参考に組織体制を整備して対応することを記載。 	<p>第4章 重大事態を把握する端緒</p> <p><第1節 重大事態の定義></p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づく重大事態の考え方、“誤りやすい重大事態の判断を行った例”等を記載。 別添資料として重大な被害の具体例を記載。 <p><第2節 重大事態の発生に係る対象児童生徒・保護者からの申立てを受けた場合の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等から重大事態の申立てを受けて、学校がいじめの事実関係等を確認出来ていない場合には、法第23条第2項に基づく調査を通じて、事実関係の確認を行い、まずは、「疑い」があるかどうか調査するよう記載。 	<p>➤ 重大事態として取り扱わなければならないケースを具体例で記載。</p> <p>➤ 児童生徒や保護者から重大事態に当たるとの申立てを受けた場合の学校等の対応手順の詳細を明確化する。</p>
<p>第3章 重大事態の発生報告</p> <p>(発生報告の趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づき重大事態が発生した場合は、速やかに地方公共団体の長等への報告が求められること、報告を行うことで、学校の設置者が職員の派遣等の支援が可能になること 	<p>第5章 重大事態発生時の対応</p> <p><第1節 重大事態の発生報告></p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した場合の学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等への報告等法に基づいて求められる対応を整理して記載。 	

<p>等を記載。</p> <p>(支援体制の整備のための相談・連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は都道府県に、私立学校は所轄庁に必要な応じて支援を求め、連携して対応することを記載。 	<p><第2節 重大事態発生時の初動対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した場合の初動対応の留意点等をまとめて記載。 	<p>➤ 重大事態発生時の初動対応が重要であることから、学校等でどのような対応が必要になるかまとめる。</p>
<p>第4 調査組織の設置</p> <p>(調査組織の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平・中立な調査組織を構成すること、このため、第三者について職能団体等からの推薦により参加を図るよう努める。 <p>(調査組織の種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校又は学校設置者が調査主体となる。第三者のみの構成とするか、学校や設置者中心の組織に第三者を加える体制とするかなど適切に判断する。 	<p>第6章 調査組織の設置</p> <p><第1節 調査主体の決定></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査主体は、学校の設置者が決めることや調査組織の種類について記載。 <p><第2節 調査組織の構成の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査組織の構成の考え方を記載。具体的には、専門家や第三者を加える必要が高い事案(自殺事案等)を示すとともに、専門家や第三者の考え方を整理し、職能団体等から推薦を得ている者は基本的には第三者に当たることを明記。 	<p>➤ 調査組織の構成については、特に公平性・中立性を確保する必要が高い事案の例示を示すとともに、第三者と専門家の考え方を整理し、職能団体等から推薦を経ている者は基本的には第三者に当たること等を明記。</p>
<p>第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等</p> <p>(説明時の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒・保護者の心情を害する行動を慎むなど寄り添った対応をとること等を記載。 <p>(説明事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒・保護者に対しては、調査目的等6項目の説明事項を事前に説明する。 	<p>第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前に説明</p> <p><第1節 事前説明を行うに当たっての準備></p> <ul style="list-style-type: none"> 事前説明に当たっての基本的な姿勢、説明時の注意点等を記載。 <p><第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 説明の段階を2段階に分けて、重大事態発生後速やかに説明・確認する事項と調査組織の委員等が決まった段階で説明する事項を分けて整理。 	<p>➤ 事前説明を行う際の留意点等を記載。</p> <p>➤ 説明の段階を2段階に分けて、丁寧に対象児童生徒・保護者に説明を行うよう整理。</p>

<p>(外部に説明を行う際の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査開始前から事案の公表や説明を行う場合は、事前に説明内容について被害児童生徒・保護者に説明する。 <p>(自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に遺族に確認をとるなど他の児童生徒への伝え方について注意点を記載。 <p>(被害児童生徒・保護者が詳細な調査が公表を望まない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒・保護者が調査を望まない場合には、法に基づいた重大事態として取り扱いつつ、調査方法を工夫するなどによる柔軟な対応をとるよう記載。 <p>(被害児童生徒・保護者のケア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事案後の被害児童生徒・保護者へのケア、被害児童生徒が安心して教育を受けられるよう学校の設置者も積極的に支援を行うよう記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等が行う事前説明の説明事項をリスト化。 <p><第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明></p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを行ったとされる児童生徒等関係児童生徒・保護者に対しての説明事項を整理。 	<p>➤ 関係児童生徒に対する説明も行うよう記載。</p>
<p>第6 調査の実施</p> <p>(1) 調査実施に当たっての留意事項 (共通)</p> <p>(調査対象者、保護者等に対する説明等)</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート実施に当たり、調査目的や結果の被害児童生徒側へ提供することがあること等を説明。 <p>(児童生徒等に対する調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒、保護者、他の在籍する児童生徒、教職員に 	<p>第8章 重大事態調査の進め方</p> <p><第1節 調査の進め方を事前に検討する></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査を始めるに当たり、事前に調査組織で確認すべき事項を記載。 <p><第2節 調査を実施する></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査全体の流れを例示するとともに、調査に当たっての留 	<p>➤ 調査の進め方の具体例を示すとともに、聴き取りやアンケート調査を行う際の留意点等整理。</p>

<p>アンケート調査又は聴き取り調査等により事実を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害児童生徒からも意見を聴取する。 <p>(記録の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書管理規則に基づいて保存する。調査の記録の他調査前の記録も少なくとも5年間保存する。 廃棄について被害児童生徒・保護者に説明の上行う。 <p>(調査実施中の経過報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒側への調査の進捗について報告を行う。 <p>(分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法や基本方針で求められる対応が学校で行われていたか等を分析する。 <p>(2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に沿って行う。 <p>(3) 自殺・自殺未遂以外の重大事態の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な調査の流れとして、 文章情報の整理→アンケートや聴き取り→情報の整理→ 再発防止策の検討→報告書のとりまとめ を記載。 背景調査の指針を参考に行う。 	<p>意事項、聴き取りやアンケート調査を行う際に注意点、経過報告などについて記載。</p> <p><第3節 重大事態調査報告書の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を報告書にまとめるに当たって調査項目や記載内容の例を示すとともに、事実関係の確認・整理に当たっての考え方、再発防止策を検討するに当たっての考え方などを記載。 <p><重大事態調査報告書の記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査組織の構成・調査期間 調査方法・調査内容 事案の事実経過 事実経過から認定しうる事実(いじめの有無、重大な被害といじめの関係) 学校・学校の設置者の対応 事案への対処、再発防止策の提言 	<p>➤ 調査報告書に記載する事項を例を示し、事実関係の確認や再発防止策の検討に当たっての基本的な考え方をまとめる。</p>
--	---	--

<p>(4) 不登校重大事態である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不登校重大事態に係る調査の指針」に沿って行う。 		
<p>第7章 調査結果の説明・公表</p> <p>(調査結果の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果及びその後の対応方針について地方公共団体の長等に対して報告・説明すること等を記載。 <p>(地方公共団体の長等に対する所見の提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒側から所見書の提出ができることを記載。 	<p>第9章 調査結果の取りまとめ</p> <p><第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 法第28条第2項に基づく対象児童生徒・保護者への調査結果の説明について基本的な実施方法、留意事項を記載。追加調査が可能であることも明記。 <p><第2節 関係児童生徒・保護者への調査結果の説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係児童生徒・保護者に対しても説明を行うことを記載。 <p><第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表></p> <ul style="list-style-type: none"> 法に沿って地方公共団体の長等への報告を行わなければならないこと、調査報告書の公表の考え方を記載。 	
<p>第8章 個人情報の保護</p> <p>(結果公表に際した個人情報保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示する。 いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。 	<p>第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護</p> <p><第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月施行の改正個人情報保護法の概要等を記載。 <p><第2節 調査報告書の提供に係る個人情報保護法との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒への法第28条第2項に基づく調査結果の提供について個人情報保護法に基づく対応を記載。 <p><第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 法に沿って地方公共団体の長等への報告を行わなければならないこと、調査報告書の公表の考え方を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法に基づいた対応について整理。 調査結果の提供や公表に当たって求められる基本的な対応を整理。
<p>第9章 調査結果を踏まえた対応</p>	<p>第11章 調査結果を踏まえた対応</p>	

<p>(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒に対する継続的なケア、加害児童生徒への指導、懲戒等の検討について記載。 <p>(再発防止、教職員の処分等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を踏まえた再発防止策等の検討、教職員の懲戒処分の可否の検討について記載。 	<p><第1節 対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導・援助></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を踏まえて対象児童生徒への心のケアや学びの継続に向けての支援、関係児童生徒への指導・援助、必要に応じて警察等関係機関との連携を行うことを記載。 <p><第2節 重大事態調査報告書で提言された再発防止策の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止策の実効性を確保するため、調査報告書の内容を事案の発生した学校で説明を行う等の取組が考えられることや、再発防止策について学校の設置者の責任の下、取組の進捗管理や検証を行うことを記載。 <p><第3節 調査後に学校設置者において検討を要する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の設置者においては、教職員等のいじめへの対応において、重大な過失やいじめへの加担等が疑われる場合には懲戒処分等必要な対応をとることを記載。 	<p>➤ 調査を受けて学校として取り組む必要がある児童生徒への指導・援助、再発防止策を実効性のあるものにするための取組について記載。</p>
<p>第10 地方公共団体の長等による再調査</p> <p>(再調査を行う必要があると考えられる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査を行う必要がある場合について例示。 <p>(地方公共団体の長等に対する所見の提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒側から所見書の提出ができることを記載。 <p>(再調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査については、本ガイドライン第1～第8に沿って実施すること等を記載。 	<p>第12章 地方公共団体の長等による再調査</p> <p><第1節 再調査の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査の趣旨及び再調査を行う必要があると考えられる場合をより具体的に記載。 <p><第2節 再調査の進め方></p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査の進め方について記載。 <p><第3節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえ</p>	<p>➤ 再調査を行う必要があると考えられるケースや再調査の進め方を具体的に記載。</p>

	<p>た対応</p> <ul style="list-style-type: none">調査報告書を公表する場合における個人情報保護法に基づいた対応について記載。	
--	--	--

＜いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月 14 日最終改訂）＞

現行（骨子）	改訂版【案】（骨子）	改訂のポイント
<p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による調査</p> <p>i) 重大事態の発生と調査</p> <p>①重大事態の意味について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号事案の「重大な被害」については例示。 ・ 2号事案は不登校の定義を踏まえて判断。 ・ 申立てがあった場合は重大事態が発生したものと して報告・調査等を行う。 <p>②重大事態の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事態が発生した場合には、地方公共団体の長等 へ報告を行う。 <p>③調査の趣旨及び調査主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査主体は学校の設置者が判断する。 ・ 学校主体であっても、設置者は必要な指導、支援を 行う。 <p>④調査を行うための組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査組織の構成について、第三者を職能団体等から の推薦により参加を図ることにより、公平性・中立 性を確保するよう努める。 ・ 平時から調査を行うための組織を設置しておくこ とが望ましい。 <p>⑤事実関係を明確にするための調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その 	<p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による調査</p> <p>i) 重大事態の発生と調査</p> <p>①重大事態の意味について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号事案の「重大な被害」については例示。 ・ 2号事案は不登校の定義を踏まえて判断。 ・ 重大事態に当たるとの申立てを受けて、学校等がい じめの事実関係を確認できていない場合には、法第 23 条第 2 項に基づき、学校いじめ対策組織におい て事実関係の確認を行う。事実関係の確認の結果、 「疑い」があれば重大事態として調査を行う。 <p>②重大事態の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事態が発生した場合には、地方公共団体の長等 へ報告を行う。 <p>③調査の趣旨及び調査主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査主体は学校の設置者が判断する。 ・ 学校主体であっても、設置者は必要な指導、支援を 行う。 <p>④調査を行うための組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査組織の構成について、公平性・中立性を確保し つつ、客観的な事実認定を行うことができる体制を 検討する。特に、専門家及び第三者を加える必要 性の高い事案として、児童生徒の自殺又は自殺が疑 われる死亡事案等の例示を記載。 ・ 専門家及び第三者とはどのような者を指すのか整 理し、職能団体等の推薦によって選ばれた者は原則 	<p>➢ 児童生徒や保護者から重大事態に 当たるとの申立てを受けた場合の 学校等の対応手順の詳細を明確化 する。</p> <p>➢ 調査組織の構成については、特に公 平性・中立性を確保する必要が高い 事案の例を示すとともに、第三者と 専門家の考え方を整理し、職能団体 等から推薦を経ている者は基本的 には第三者に当たること等を明記。</p>

<p>際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事上の責任追及を目的とするものではない。 <p>⑥その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 23 条第 2 項に基づく調査を既に行っていた場合であっても、全貌が明確にされたとは限らず、法第 28 条第 1 項に基づく重大事態調査として資料の再分析や新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。 <p>ii) 調査結果の提供及び報告</p> <p>①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、いじめの事実関係を説明する。その際、関係者の個人情報やプライバシーに十分配慮する。 ・個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。 <p>②調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を地方公共団体の長等に報告する。被害児 	<p>として専門家であることはもとより第三者性も確保されていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め調査組織を常設している場合の留意点等を記載。 <p>⑤事実関係を明確にするための調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。 ・民事・刑事・行政上の責任追及を目的とするものではない。 <p>⑥その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 23 条第 2 項に基づく調査を既に行っていた場合であっても、全貌が明確にされたとは限らず、法第 28 条第 1 項に基づく重大事態調査として資料の再分析や新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。 <p>ii) 調査結果の提供及び報告</p> <p>①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、いじめの事実関係を説明する。その際、関係者の個人情報やプライバシーに十分配慮する。 ・個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。 <p>②調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を地方公共団体の長等に報告する。被害児 	
---	---	--

<p>童生徒側からの所見書が提出されている場合にはあわせて報告する。</p>	<p>童生徒側からの所見書が提出されている場合にはあわせて報告する。</p>	
<p>(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置</p> <p>i) 再調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに再調査を行うことができる。 ・再調査を行う調査組織についても、第三者を職能団体等から推薦を得る等により公平性・中立性を図るよう努める。 <p>ii) 再調査の結果を踏まえた措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再調査の結果を踏まえ、地方公共団体の長及び教育委員会等において必要な措置を講ずる。 	<p>(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置</p> <p>i) 再調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに再調査を行うことができる。 ・再調査を行う調査組織についても、第三者を職能団体等から推薦を得る等により公平性・中立性を図るよう努める。 <p>ii) 再調査の結果を踏まえた措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再調査の結果を踏まえ、地方公共団体の長及び教育委員会等において必要な措置を講ずる。 	